

消防予第 123 号  
平成 31 年 4 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 消火器点検アプリの本格運用及び消火器点検パンフレットの送付について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 69 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 12 号）が平成 31 年 10 月 1 日に施行されることにより、新たに多くの小規模な飲食店等において、消火器具の設置が義務付けられることから、小規模な飲食店等に対する点検報告の促進対策として、消火器の点検及び点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリ（以下「消火器点検アプリ」という。）の試行版及び消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット（以下「消火器点検パンフレット」という。）を作成したことについては、「小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について」（平成 30 年 3 月 28 日付け消防予第 250 号）により通知したところです。

今般、消火器点検アプリに関する使用者のニーズ等の調査結果や、本日付で公布された「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」（平成 31 年消防庁告示第 5 号）及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（平成 31 年消防庁告示第 6 号）の内容等を踏まえ、下記のとおり、消火器点検アプリを改修し、本格運用を開始するとともに、消火器点検パンフレットを更新し、送付することとしましたので、改正令により新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等の関係者などに対し、周知していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 消火器点検アプリの本格運用について

- (1) 消火器点検アプリの概要については別紙を参照すること。
- (2) 消火器点検アプリの本格運用版により作成した点検結果報告書及び点検票は、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に規定する点検報告に使用できること。
- (3) 消火器点検アプリの本格運用版は、本日から、「App Store」や「Google Play」でダウンロード可能であること。また、消防庁ホームページの以下URLからもアクセス可能であること。  
(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>)
- (4) 消火器点検アプリを使用できる端末は、iOS 11以上のiPhone及びiPad並びにAndroid 7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末であること。

### 2 消火器点検パンフレットの送付について

- (1) 消火器点検パンフレットの電子データ及び消火器の点検票、点検結果報告書の様式は、消防庁ホームページの以下URLに掲載していること。

(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>)

- (2) 送付先及び配布部数について

当課より、次のア及びイに示す部局に、都道府県下の消防本部数に基づいて算出した部数を送付します。各都道府県消防防災主管課におかれましては、都道府県内の消防本部（政令指定都市消防本部を含む。）へ配布願います。なお、各消防本部への配布部数については、各都道府県内の実情に応じて対応願います。

ア 東京消防庁

イ 都道府県の消防防災主管課

消防庁予防課設備係 担当：田中、畑澤 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

## 1. 背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部を改正する政令(平成31年10月1日施行)により、延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。

⇒延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供する。

## 2. 対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者  
※飲食店等以外の小規模な施設の関係者でも利用可能

## 3. 対象消火器

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器(粉末消火器、強化液消火器等)

※ただし、内部点検が必要となる、製造年から5年(加圧式の消火器にあっては製造年から3年)を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。

## 4. 主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録する。
- ② 初期登録した情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するよう、お知らせを受けられることができる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。  
(点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映してPDFファイルとして出力する。

<イメージ>

小規模飲食店等  
の関係者  
(オーナー等)

①ダウンロード・建物情報等登録



②点検時期お知らせ機能



③画面に従って点検結果を入力



④法令様式に反映し、PDF出力



## 5. 本格運用に伴う主な改修の内容

- ① 点検等の途中であっても、入力内容を一時保存できる機能を追加
- ② 消火器点検パンフレット及び消防用設備等点検結果報告書の様式等を掲載している消防庁ホームページへ遷移させる機能を追加
- ③ 「点検前の初期設定」画面において、建物を複数登録できる機能及び建物用途の選択肢を追加
- ④ 「消火器の情報を登録する」画面において、消火器情報をコピーできる機能及び内部点検時期のお知らせを表示する機能を追加
- ⑤ 「消火器点検を実施する」画面において、点検実施画面の写真を差し替え及び写真に矢印、丸印等で「点検する部分」を分かりやすく明示
- ⑥ 「点検結果を印刷用に出力する」機能において、PDFファイルのダウンロード場所についてのチュートリアルを追加
- ⑦ 既に登録された建物や消火器等の情報をバックアップできる機能を追加